



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目 17 番 17 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榑原 暢宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先
取締役管理部長兼業務部長 宮本 稔久
電話番号：052-883-0850

内部調査委員会の提言に基づく再発防止策等のお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日付「内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社元取締役が当社連結子会社である株式会社バイノス（以下、「バイノス」といいます。）における不適正な売上計上（以下、「本件不正行為」といいます。）に関与していたことが認定されたほか、当社の監査体制及び過去の第三者委員会对応における問題点等が指摘されたことを受け、本日の取締役会において、内部調査委員会の調査報告において指摘された事項及び再発防止のための提言について検討し、関係者の処分等及び再発防止策を決議しましたので、その概要について、下記のとおりお知らせいたします。

1. 関係者の処分等

関係者の処分等の概要は、以下のとおりであります。なお、アルファベット表記は、平成 27 年 4 月 28 日付「内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしました調査報告書の 8 ページ及び 9 ページに沿って記載しており、「当時の所属・役職」は、本件不正行為が発覚した平成 26 年 6 月 3 日時点のものを記載しております。

(1) 本件不正行為に関与していたことが新たに認定された者

氏名	当時の所属・役職	現在の所属・役職	処分等
B 氏	当社取締役管理部長 兼バイノス取締役	—	法的措置を含む対応を検討

(注) B 氏は平成 27 年 3 月 31 日付で当社を退職しております。

(2) 過去の第三者委員会に比べて強く認識していたことが新たに認定された者

氏名	当時の所属・役職	現在の所属・役職	処分等
C氏	当社取締役加盟店サポート部長 兼バイノス取締役	当社取締役加盟店サポート部長	当社取締役及び当社連結 子会社取締役を辞任

(3) メールデータの消去に関与していたことが認定された者

氏名	当時の所属・役職	現在の所属・役職	処分等
K氏	当社常勤監査役	当社常勤監査役 兼バイノス監査役	6月30日付で当社常勤監査役及 びバイノス監査役を含む当社連 結子会社監査役を辞任
I氏	当社内部監査室室長	管理部人事総務グループ室長	降格処分、すでに退職届を 受理しており、7月上旬に 退職予定

(注) I氏及びK氏の指示を受け、メールデータの消去を行った者に対しては、当時の職責や関与の状況等を総合的に勘案し、就業規則に基づく降格処分又はけん責処分を課したほか、内部監査業務に従事する従業員につきましては、監査業務と関係のない業務への配置転換を行いました。

(4) その他不適切な行為が判明した者

内部調査委員会の調査結果を受け、社内で調査したところ、当社代表取締役である榊原暢宏、当時当社取締役業務部長であった宮本及び当時取締役営業部管掌であった笠井氏は、平成26年11月ごろ、K氏及びI氏の指示を受け、メールデータの消去を行った複数の者からその旨の報告を受けたにもかかわらず、その後、社内で調査を行う等、適切な対応を取らなかったことが認められました。今般、これら3名より、本件不正行為全般に対する道義的責任の観点から、平成27年6月から平成27年8月までの間、当社における月額報酬の10%を返上したい旨の申し出があり、当社はこれを了承し、以下のとおり、減額することとしました。

氏名	当時の所属・役職	現在の所属・役職	処分等
榊原 暢宏	当社代表取締役 兼バイノス取締役	当社代表取締役	役員報酬の減額 (月額報酬の10%×3ヶ月)
宮本 稔久	取締役業務部長	取締役管理部長 兼業務部長	
笠井 篤史	取締役営業部管掌	取締役営業部長	

2. 再発防止策の策定

(1) コンプライアンス意識の強化

当社は、平成26年8月22日に株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所(以下、「両取引所」といいます。)に対して提出した改善報告書(以下、「改善報告書」

といたします。)に従い、「コンプライアンス・マニュアル」「第19期 コンプライアンス・プログラム」に基づく各種研修会を複数回にわたって開催し、コンプライアンス・アドバイザー資格の取得及びコンプライアンス・オフィサーの資格取得に向けた通信教育の受講を開始しております。直近では、平成27年1月にコンプライアンス・セミナーを開催しておりますが、経営陣はもとより従業員も不正の端緒を発見したならば、進んで経営陣に報告し、経営陣はそれを隠ぺいするのではなく、事実を直視し、厳正に対処する勇気を涵養することを目的とし、平成27年7月に当社社外取締役であり、公認会計士・公認不正検査士の宇澤亜弓氏によるコンプライアンス・セミナーを開催する予定であります。

また、今後も経営者とのコミュニケーション機会を増大させるとともに、内部通報制度の周知を徹底し、風通しのよい職場環境の醸成に努めてまいります。

本件不正行為及びメールアドレスの消去は、いずれもこれらの措置を講ずる前に起こった出来事であることから、今後もこれらの措置を継続的に実施していくなかで、その効果を検証してまいります。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、前述のとおり、改善報告書に従い、当社経営陣は研鑽を目的として、経営層向け研修プログラムを複数回にわたって利用しているほか、平成26年12月25日開催の当社第18回定時株主総会において、宇澤氏及び弁護士の熊谷真喜氏が新たに社外取締役に就任して以降、従前の取締役会とは異なる次元の議論が展開されている点も踏まえ、今後も当社経営陣、とりわけ業務執行取締役がより充実した知識を獲得し、コンプライアンスを重視した経営を実践できるような体制を率先して構築してまいります。特に平成26年改正会社法及びコーポレートガバナンス・コードに関する理解を深めることは、もはや上場企業の経営陣であれば必須であると認識しており、より深い内容の知識の習得に努めてまいります。

なお、上記の再発防止策は、改善報告書及び平成27年3月12日に両取引所に対して提出した改善状況報告書の内容と実質的に同旨であります。今後も継続して厳重に履行するため、本日の取締役会で上記の再発防止策を改めて決議したものであります。

3. 最後に

当社の度重なる第三者委員会及び内部調査委員会の設置につきましては、株主及び取引先をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。改善報告書、改善状況報告書及び上記2記載の再発防止策を着実に履行し、引き続き、当社全役職員が一丸となって信頼回復に取り組む所存であります。

何卒ご理解いただき、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上